公証人・法務局職員による

遺言講演会

疑問を解決!!
遺言書について
知る機会だよ
ぜひご参加を！



相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/9
（月曜日）
13時～

参加無料・事前予約制

会　場

菊川市役所庁舎東館
プラザきくる ３階 Ｅ３０２会議室
場所：菊川市堀之内６１
ＪＲ菊川駅から徒歩１０分（地図は裏面）

プログラム

講演会

令和８年１１月９日（月）
１３：００～１６：１５　**定員３０名(先着)**

第１部　１３：００～１５：３０
「遺言について」
講師：森田久弘 公証人（掛川公証役場）

第２部　１５：４０～１６：１５
「自筆証書遺言書保管制度」
講師：法務局職員

申込方法

お電話又は窓口にて事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　をお伺いします。

予約受付期間

令和８年１０月１３日（火）　９時から
１０月３０日（金）１７時まで
（土日祝日を除く）

定員に達し次第、
受付終了します。

問合せ・申込先

静岡地方法務局掛川支局
TEL ０５３７－２２－５５３８（音声案内４番）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

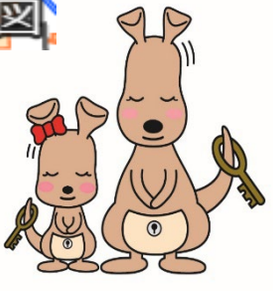
会場　菊川市役所庁舎東館
プラザきくる ３階 Ｅ３０２会議室



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



※施設内の駐車場には限りがあります。
（１２台　身体障がい者用１台分含む）
菊川市役所の駐車場もご利用いただけます。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局

静岡地方法務局ホームページ
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人

掛川公証役場ホームページ

司法書士

静岡県司法書士会ホームページ